

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 8 月28日
【会社名】	株式会社ケイブ
【英訳名】	CAVE Interactive Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 秋田 英好
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒 2 丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-6820-8176
【事務連絡者氏名】	取締役 菊地 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒 2 丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-6820-8176
【事務連絡者氏名】	取締役 菊地 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2019年8月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年8月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行し、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、業務執行を行わない取締役がその役割を十分に発揮できるようにするよう社外取締役に限定していた責任限定契約を取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）に拡大するための変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として高野健一、秋田英好、安藤裕史、菊地徹、岡本吉起、高橋祐希の各氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として小尾敏仁、蒲俊郎、佐藤桂の各氏を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されたため、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢や当社業績等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額100百万円以内とするものです。また取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されたため、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢や当社業績等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の限度額を年額30百万円以内と定め、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとするものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	32,224	621	0	(注) 1	可決 91.70
第2号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）6名選任の件					
高野 健一	32,181	664	0		可決 91.57
秋田 英好	32,169	676	0		可決 91.54
				(注) 2	

安藤 裕史	32,185	660	0		可決	91.59
菊地 徹	32,168	677	0		可決	91.54
岡本 吉起	32,241	604	0		可決	91.75
高橋 祐希	32,181	664	0		可決	91.58
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件						
小尾 敏仁	32,105	743	0	(注) 2	可決	91.36
蒲 俊郎	32,140	708	0		可決	91.46
佐藤 桂	32,113	735	0		可決	91.38
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件	32,034	814	0	(注) 3	可決	91.16
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	32,045	803	0	(注) 3	可決	91.19

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による
3. 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。